

広島県告示第四百七十三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県宮鞆町鍛冶駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年九月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

公益社団法人福山観光コンベンション協会 会長 林 克士

2 主たる事務所の所在地

福山市西町二丁目一〇番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
		福山市東桜町三番五号			福山市西町二丁目一〇番一号

三 変更年月日

平成二十九年六月二十九日